

## 注記事項

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成18年3月31日)	当事業年度 (平成19年3月31日)
1. 子会社の株式及び出資総額 814,244百万円  なお、本項の子会社は、銀行法第2条第8項に規定する子会社であります。	1. 関係会社の株式及び出資総額 855,953百万円
2. 無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により貸し付けている有価証券が、「株式」、「その他の証券」及び「商品有価証券」に合計57,422百万円含まれております。  無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により借り入れている有価証券及び現先取引並びに現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券のうち、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、（再）担保に差し入れている有価証券は1,686,379百万円、再貸付けに供している有価証券は1,091百万円、当事業年度末に当該処分をせずに所有しているものは1,521,235百万円であります。	2. 無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により貸し付けている有価証券が、「その他の証券」及び「商品有価証券」に合計42,723百万円含まれております。  無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により借り入れている有価証券及び現先取引並びに現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券のうち、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、（再）担保に差し入れている有価証券は1,586,270百万円、再貸付けに供している有価証券は2,463百万円、当事業年度末に当該処分をせずに所有しているものは2,473,883百万円であります。
3. 貸出金のうち、破綻先債権額は3,778百万円、延滞債権額は98,208百万円であります。  なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。	3. 貸出金のうち、破綻先債権額は3,640百万円、延滞債権額は274,035百万円であります。  なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
4. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は1,760百万円であります。  なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。	4. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は59百万円であります。  なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

前事業年度 (平成18年3月31日)	当事業年度 (平成19年3月31日)
5．貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は250,792百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。	5．貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は219,458百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
6．破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は354,540百万円であります。 なお、上記3．から6．に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。	6．破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は497,195百万円であります。 なお、上記3．から6．に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
7．ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、参加者に売却したものとして会計処理した貸出金の元本の期末残高の総額は、719,722百万円であります。	7．ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、参加者に売却したものとして会計処理した貸出金の元本の期末残高の総額は、719,722百万円であります。
8．手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は442,169百万円であります。	8．手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は432,312百万円であります。
9．担保に供している資産は次のとおりであります。 <b>担保に供している資産</b> 特定取引資産 735,803百万円 有価証券 7,021,373百万円 貸出金 1,881,492百万円  <b>担保資産に対応する債務</b> 預金 275,979百万円 コールマネー 706,000百万円 売現先勘定 3,683,951百万円 債券貸借取引受入担保金 2,385,473百万円 売渡手形 2,403,400百万円  上記のほか、為替決済、デリバティブ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、「現金預け金」7,726百万円、「有価証券」1,368,866百万円及び「貸出金」349,759百万円を差し入れてあります。 子会社、関連会社の借入金等のための担保提供はありません。 また、「その他の資産」のうちデリバティブ取引差入担保金は209,794百万円であります。	9．担保に供している資産は次のとおりであります。 <b>担保に供している資産</b> 特定取引資産 456,539百万円 有価証券 7,941,681百万円 貸出金 1,559,775百万円  <b>担保資産に対応する債務</b> 預金 49,475百万円 コールマネー 1,127,000百万円 売現先勘定 5,072,986百万円 債券貸借取引受入担保金 1,149,460百万円 借用金 1,470,000百万円  上記のほか、為替決済、デリバティブ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、「現金預け金」7,428百万円、「有価証券」1,652,915百万円及び「貸出金」360,776百万円を差し入れてあります。 子会社、関連会社の借入金等のための担保提供はありません。 また、「その他の資産」のうち保証金は17,389百万円、デリバティブ取引差入担保金は307,713百万円であります。

前事業年度 (平成18年3月31日)	当事業年度 (平成19年3月31日)
<p>10．当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は30,239,810百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが24,308,788百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時ににおいて必要に応じて不動産・有価証券等の担保の提供を受けるほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>11．ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で「繰延ヘッジ損失」として計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は610,482百万円、繰延ヘッジ利益の総額は458,304百万円であります。</p> <p>12．土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める路線価に基づいて、奥行価格補正等の合理的な調整を行って算出したほか、第5号に定める鑑定評価に基づいて算出。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 23,898百万円</p> <p>13．動産不動産の減価償却累計額 84,978百万円</p> <p>14．動産不動産の圧縮記帳額 2,249百万円</p>	<p>10．当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は33,465,095百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが25,299,988百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時ににおいて必要に応じて不動産・有価証券等の担保の提供を受けるほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>12．土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める路線価に基づいて、奥行価格補正等の合理的な調整を行って算出したほか、第5号に定める鑑定評価に基づいて算出。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 3,333百万円</p> <p>13．有形固定資産の減価償却累計額 85,605百万円</p> <p>14．有形固定資産の圧縮記帳額 2,218百万円</p>

前事業年度 (平成18年3月31日)	当事業年度 (平成19年3月31日)
15. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 2,226,676百万円が含まれております。	15. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 2,450,559百万円が含まれております。
16. 社債は全額、劣後特約付社債であります。	16. 社債には、劣後特約付社債123,062百万円が含まれております。
19. 会社が発行する株式の総数	
普通株式 14,399,999株	
第三種優先株式 53,750株	
第四種優先株式 64,500株	
第六種優先株式 31,430株	
第八種優先株式 85,500株	
第九種優先株式 121,800株	
第十三種優先株式 5,000,000株	
発行済株式総数	
普通株式 6,906,364株	
第二回第四種優先株式 64,500株	
第三回第三種優先株式 53,750株	
第六回第六種優先株式 31,430株	
第八回第八種優先株式 85,500株	
第九回第九種優先株式 121,800株	
第十一回第十三種優先株式 3,609,650株	

前事業年度 (平成18年3月31日)	当事業年度 (平成19年3月31日)																														
<p><b>20．配当制限</b> 当行の定款の定めるところにより、優先株主に対しては、次に定める各種優先株式の優先配当金を超えて配当することはありません。</p> <table> <tr> <td>第三種優先株式</td><td>1株につき年100,000円を上限として、発行に際して取締役会の決議で定める額</td></tr> <tr> <td>第四種優先株式</td><td>1株につき年200,000円を上限として、発行に際して取締役会の決議で定める額</td></tr> <tr> <td>第五種優先株式</td><td>1株につき年22,500円</td></tr> <tr> <td>第六種優先株式</td><td>1株につき年 8,200円</td></tr> <tr> <td>第七種優先株式</td><td>1株につき年14,000円</td></tr> <tr> <td>第八種優先株式</td><td>1株につき年47,600円</td></tr> <tr> <td>第九種優先株式</td><td>1株につき年17,500円</td></tr> <tr> <td>第十種優先株式</td><td>1株につき年 5,380円</td></tr> <tr> <td>第十三種優先株式</td><td>1株につき年20,000円を上限として、発行に際して取締役会の決議で定める額</td></tr> </table>	第三種優先株式	1株につき年100,000円を上限として、発行に際して取締役会の決議で定める額	第四種優先株式	1株につき年200,000円を上限として、発行に際して取締役会の決議で定める額	第五種優先株式	1株につき年22,500円	第六種優先株式	1株につき年 8,200円	第七種優先株式	1株につき年14,000円	第八種優先株式	1株につき年47,600円	第九種優先株式	1株につき年17,500円	第十種優先株式	1株につき年 5,380円	第十三種優先株式	1株につき年20,000円を上限として、発行に際して取締役会の決議で定める額	<p><b>20．配当制限</b> 当行の定款の定めるところにより、優先株主に対しては、次に定める各種優先株式の優先配当金を超えて配当することはありません。</p> <table> <tr> <td>第三種優先株式</td><td>1株につき年100,000円を上限として、発行に際して取締役会の決議で定める額</td></tr> <tr> <td>第四種優先株式</td><td>1株につき年200,000円を上限として、発行に際して取締役会の決議で定める額</td></tr> <tr> <td>第六種優先株式</td><td>1株につき年 8,200円</td></tr> <tr> <td>第八種優先株式</td><td>1株につき年47,600円</td></tr> <tr> <td>第九種優先株式</td><td>1株につき年17,500円</td></tr> <tr> <td>第十三種優先株式</td><td>1株につき年20,000円を上限として、発行に際して取締役会の決議で定める額</td></tr> </table>	第三種優先株式	1株につき年100,000円を上限として、発行に際して取締役会の決議で定める額	第四種優先株式	1株につき年200,000円を上限として、発行に際して取締役会の決議で定める額	第六種優先株式	1株につき年 8,200円	第八種優先株式	1株につき年47,600円	第九種優先株式	1株につき年17,500円	第十三種優先株式	1株につき年20,000円を上限として、発行に際して取締役会の決議で定める額
第三種優先株式	1株につき年100,000円を上限として、発行に際して取締役会の決議で定める額																														
第四種優先株式	1株につき年200,000円を上限として、発行に際して取締役会の決議で定める額																														
第五種優先株式	1株につき年22,500円																														
第六種優先株式	1株につき年 8,200円																														
第七種優先株式	1株につき年14,000円																														
第八種優先株式	1株につき年47,600円																														
第九種優先株式	1株につき年17,500円																														
第十種優先株式	1株につき年 5,380円																														
第十三種優先株式	1株につき年20,000円を上限として、発行に際して取締役会の決議で定める額																														
第三種優先株式	1株につき年100,000円を上限として、発行に際して取締役会の決議で定める額																														
第四種優先株式	1株につき年200,000円を上限として、発行に際して取締役会の決議で定める額																														
第六種優先株式	1株につき年 8,200円																														
第八種優先株式	1株につき年47,600円																														
第九種優先株式	1株につき年17,500円																														
第十三種優先株式	1株につき年20,000円を上限として、発行に際して取締役会の決議で定める額																														
<p><b>21．平成15年6月24日開催の定時株主総会において下記の欠損てん補を行っております。</b></p> <table> <tr> <td>資本準備金</td><td>1,012,982百万円</td></tr> <tr> <td>利益準備金</td><td>207,761百万円</td></tr> </table>	資本準備金	1,012,982百万円	利益準備金	207,761百万円																											
資本準備金	1,012,982百万円																														
利益準備金	207,761百万円																														
<p><b>22．商法施行規則第124条第3号に規定する時価を付したことにより増加した純資産額は、1,009,912百万円であります。</b></p>																															
	<p><b>23．銀行法第18条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。</b> 剰余金の配当をする場合には、会社法第445条第4項（資本金の額及び準備金の額）の規定にかかわらず、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に5分の1を乗じて得た額を利益準備金として計上しております。 当事業年度における当該剰余金の配当に係る利益準備金の計上額は、40,000百万円であります。</p> <p><b>24．関係会社に対する金銭債権総額</b> 2,570,007百万円</p> <p><b>25．関係会社に対する金銭債務総額</b> 4,512,436百万円</p>																														

[次へ](#)

## (損益計算書関係)

前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)												
<p>1. その他の経常費用には、債券ポートフォリオの見直しに伴う国債等に係る債券売却損32,500百万円及び偶発損失引当金繰入額23,449百万円を含んであります。</p> <p>2. その他の特別利益には、前事業年度における退職給付に関する算定方法の見直しに係る処理額8,599百万円を含んであります。</p> <p>3. 当事業年度において、以下の資産について減損損失を計上しております。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地域</th><th>主な用途</th><th>種類</th><th>減損損失 (百万円)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>首都圏</td><td>遊休資産 6物件</td><td>土地建物 動産</td><td>3,142</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>遊休資産 22物件</td><td>土地建物 動産等</td><td>1,991</td></tr> </tbody> </table> <p>当行の営業用資産には、減損損失の認識が必要となるものではなく、遊休資産について、当事業年度末時点における回収可能価額と帳簿価額との差額を減損損失として特別損失に計上しております。減損損失を認識した遊休資産のグルーピングは、各資産を各々独立した単位としております。</p> <p>当事業年度の減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であります。正味売却価額は、鑑定評価額及び売却予定額等に基づき算定しております。</p>	地域	主な用途	種類	減損損失 (百万円)	首都圏	遊休資産 6物件	土地建物 動産	3,142	その他	遊休資産 22物件	土地建物 動産等	1,991	<p>1. その他の経常費用には、外国所得税8,842百万円及び信用リスク減殺に係る費用6,856百万円を含んであります。</p> <p>2. その他の特別利益には、退職給付信託返還益55,303百万円、偶発損失引当金純取崩額27,917百万円を含んであります。</p>
地域	主な用途	種類	減損損失 (百万円)										
首都圏	遊休資産 6物件	土地建物 動産	3,142										
その他	遊休資産 22物件	土地建物 動産等	1,991										

## (株主資本等変動計算書関係)

当事業年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

## 自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数 (千株)	当事業年度増 加株式数 (千株)	当事業年度減 少株式数 (千株)	当事業年度末 株式数 (千株)	摘要
自己株式					
第六回第六種優先株式		31	31		(注)
合 計		31	31		

(注)無償取得及び消却によるものであります。

### (リース取引関係)

## (有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

前事業年度(平成18年3月31日現在)

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
関連会社株式	11,684	52,748	41,064

(注) 時価は、当事業年度末前1ヵ月の市場価格の平均に基づいております。

当事業年度(平成19年3月31日現在)

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
関連会社株式	11,684	51,647	39,963

(注) 時価は、当事業年度末前1ヵ月の市場価格の平均に基づいております。

## (税効果会計関係)

前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳
繰延税金資産	繰延税金資産
繰越欠損金 1,066,999百万円	繰越欠損金 886,999百万円
有価証券償却損金算入限度超過額 197,991百万円	有価証券償却損金算入限度超過額 242,847百万円
貸倒引当金損金算入限度超過額 158,954百万円	貸倒引当金損金算入限度超過額 174,196百万円
有価証券等(退職給付信託拠出分) 91,303百万円	有価証券等(退職給付信託拠出分) 68,252百万円
その他 64,269百万円	その他 86,467百万円
繰延税金資産小計 1,579,519百万円	繰延税金資産小計 1,458,763百万円
評価性引当額 948,084百万円	評価性引当額 893,686百万円
繰延税金資産合計 631,435百万円	繰延税金資産合計 565,076百万円
繰延税金負債 731,809百万円	繰延税金負債 746,061百万円
繰延税金資産(負債)の純額 100,373百万円	繰延税金資産(負債)の純額 180,984百万円
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳
法定実効税率 40.6%	法定実効税率 40.6%
(調整) 0.0%	(調整) 0.0%
評価性引当額の増減 34.2%	評価性引当額の増減 12.2%
再生専門子会社合併による影響 21.0%	受取配当金等永久に益金に算入されない項目 1.7%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目 10.7%	その他 0.4%
その他 0.8%	税効果会計適用後の法人税等の負担率 27.1%
税効果会計適用後の法人税等の負担率 17.5%	

## (1 株当たり情報)

		前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1 株当たり純資産額	円	255,153.20	308,404.70
1 株当たり当期純利益	円	60,897.21	36,805.58
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益	円	53,636.60	35,009.24

(注) 1. 「1 株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号平成14年9月25日)が平成18年1月31日付で改正され、会社法施行日以後終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当事業年度から同適用指針を適用し、1 株当たり純資産額は「繰延ヘッジ損益」を含めて算出しております。これにより、従来の方法に比べ1 株当たりの純資産額は9,360円84銭減少しております。

2. 1 株当たり当期純利益及び潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1 株当たり当期純利益			
当期純利益	百万円	486,560	323,131
普通株主に帰属しない金額	百万円	67,513	67,255
うち優先配当額	百万円	67,513	67,255
普通株式に係る当期純利益	百万円	419,046	255,875
普通株式の期中平均株式数	千株	6,881	6,952
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益			
当期純利益調整額	百万円	2,980	2,722
うち優先配当額	百万円	2,980	2,722
普通株式増加数	千株	987	434
うち優先株式	千株	987	434
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要			